



® 平成30年 2 月 9 日(金)

No. 14625 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆知財の常識・非常識 ⑫

新たな情報財の利活用をめぐる最近の動向 (1)

☆調査・解析から見た知財戦略 [5] …… (10)

☆知的財産研修会 (商品・パッケージのブランド、デザイン保護) (12)

知財の常識・非常識 ⑫

新たな情報財の利活用をめぐる最近の動向

桜坂法律事務所

弁護士 林 いづみ

「新たな情報財」としてのデータの保護と利活用の在り方について、最近の国際的動向を見ながら、我が国の課題について考えてみたいと思います。

1. データ資源を巡る国際競争

- (1) IoTにより収集したビッグデータを人工知能(AI)で分析する時代において、膨大なデータは、

経済活動における「現代の石油」といわれています。

私たちの生活においても、ネットの検索や閲覧の履歴でグーグル、携帯電話でアップル、SNSでフェイスブック、買い物の履歴でアマゾンというように、米国の「G A F A」(「Google」「Apple」「Facebook」「Amazon」)は、便利なサービスを提供することで大量の個人データを囲い込むことに

鎌田特許事務所

所長 弁理士 鎌田 直也

〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目18番12号
TEL.(06)6631-0021 FAX.(06)6641-0024



成功しています。これに対抗して、ドイツの「インダストリー4.0 (Industrie 4.0)」やフランスの「産業の未来 (l'industrie du future)」、オランダの「スマート産業 (Smart Industry)」など、産業のデジタル化に向けた各国のイニシアチブが出されています。また、各国だけでなく欧州レベルでの包括的な取り組みとして、欧州委員会は、2015年に欧州連合 (EU) 内でデジタル市場を統合することを目指す「デジタル単一市場戦略」(Digital Single Market戦略 (DSM) 16項目)を発表して以来、「欧州産業のデジタル化」¹⁾の取り組みと併せて、ICTの標準化、欧州クラウド、電子政府に関する各イニシアチブ(2016年4月)及び「欧州データ経済の構築」のイニシアチブ(2017年1月)を発表しています²⁾。

(2) 現在、米国とデータ資源を巡る覇権争いをしているのは、人口14億人の巨大消費市場を抱える中国です。中国では、すでに5億人がネット通販最大手のアリババ集団によるスマートフォン電子決済サービス「支付宝 (アリペイ)」を使い、シェアサービス等も急速に普及していますが、ネットに対する管理・統制を「国家主権の問題」として正当化し、チャットの会話内容や移動履歴も含めた個人のデータを国民監視や治安維持の道具にも使っているとされ、また、2017年6月には「インターネット安全法」を施行して、外資による中国内のデータの持出を厳しく制限しています。

これに対して、米国では、2017年11月に、超党派議員が議会に法案を提出して対米外国投資委員会 (CFIUS) が外資による企業買収を安全保障上の観点から審査する際に、個人情報や遺伝子情報等米国市民に関する「機微情報」が外国企業・政府に渡らないように厳格に審査することを求め、実際に、CFIUSは、世界200カ国超で送金サービスを提供する国際送金大手の米国企業を、アリババ集団傘下企業が買収する計画を阻止しています³⁾。

2. データポータビリティとGDPR

(1) データ・ポータビリティとは、個人がデータ管理者(事業者)に提供した自らのデータを、一般的に用いられる機械判読可能な電子的フォー

マットで当該データ管理者から受け取る、又は、別の者(事業者)に「移転する権利」を意味します。

米国のMyDataイニシアティブ(エネルギー分野のGreen Buttonや医療分野のBlue Button等)や、英国のmidataなど、官民が保有するデータを再利用しやすい形で本人に還元し、本人関与の下でのデータ活用を拡大するための施策が、各国において広がりつつあります⁴⁾。また、OECDは、データの経済的及び社会的価値を最大化する観点からデータポータビリティやデータの相互運用性等について検討しています⁵⁾。

日本でも、平成28年12月14日に公布施行された官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第12条は、「個人に関する官民データを個人の関与の下で適正に活用することができるようにするための基盤の整備」を定め、実現に向けた施策の検討が始まっています。

(2) EUにおいては個人データの処理に関連する自然人の保護はEU基本権憲章というEU法体系の根幹をなす法に基づく基本的人権(第8条)であり、その保護のために2016年5月24日にEU一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation : GDPR)⁶⁾が発効しました。このGDPRでは、データへのアクセスとデータの移転、データ・ポータビリティや機械により生成される非個人デジタルデータに関する責任についての法的課題が示されています。GDPRは、EUを含む欧州経済領域 (EEA) 域内で取得した「氏名」や「クレジットカード番号」などの個人データをEEA域外に移転することを原則禁止⁷⁾しており、違反行為には高額の制裁金が課されます⁸⁾。

また、GDPRの適用対象には、営利活動に従事する企業のみならず、公的機関・地方自治体・非営利法人なども含まれます(外交・防衛・警察などについて例外あり)。したがって、EEA域内に現地法人・支店・駐在員事務所を置くすべての企業・団体・機関はもちろんのこと、EEA域内に現地法人・支店・駐在員事務所を置かない事業者であっても、インターネット取引などでEEA所在者の顧客情報を取得・移転する場合、適用対象となり得ます。また、こうした事業者にはEUにお